

会津大学教員選考規程

(平成18年4月 1日規程第31号)
改正 平成18年5月16日規程第84号
改正 平成19年2月26日規程第81号
改正 平成27年4月 1日規程第37号
改正 平成29年2月22日規程第23号
改正 2023年12月13日規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教授の資格)

第2条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められた者
- (5) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(准教授の資格)

第3条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任講師の経歴のある者
- (3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (4) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

(講師の資格)

第4条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第5条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第2条又は第3条に規程する教授又は准教授になることのできる者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第6条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

(選考委員会の設置)

第7条 教員の選考に当たっては、学長は部局長会議に提議し、選考する教員ごとに選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の職務)

第8条 委員会は、公募等により国内外の関係施設から候補者を選び、各人の業績、人格等を調査し適任者を部局長会議に推薦するものとする。

(選考委員会の組織)

第9条 委員会は、次に掲げる者のうち学長が指名する5名をもって組織する。

(1) 学長

(2) コンピュータ理工学部長

(3) コンピュータ理工学研究科長

(4) 教授（会津大学教員のテニユア・トラック制に関する規程に定めるテニユアを獲得している者に限る）

(5) その他学長が必要と認めた理事等

2 前項第4号については、学長が必要と認めた場合は、准教授を含むものとする。

3 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会議を主宰し、会務を総理する。

(選考)

第10条 教員の選考は、部局長会議の議を経て、学長が行うものとする。

2 前項の議決は、出席構成員の5分の3以上の同意を要するものとする。

(疑義の解釈)

第11条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、部局長会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に福島県条例、同規則、福島県人事委員会規則、会津大学の学内規程及びその関係法令等によりなされた手続その他の行為は、この規程によってなされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成18年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年12月13日から施行する。